

アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題の早期解決に関する意見書（案）

本市におけるアール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題について、県は問題解決のために、県の諮問機関として専門家や住民代表で組織する「RD最終処分場問題対策委員会」を設置し、協議を重ねてられました。

その結果平成20年4月に同委員会は、「有害物の全量撤去を基本とした対策（A-2案）が望ましい」とした答申を県に提出されました。

しかし、県はその答申を尊重することなく、処分場の全周囲を遮水壁で囲み込み、有害物を封じ込めるとした「D案」を選択し、D案を基本とした「よりよい原位置浄化策」（県案）を対策工として推奨され、周辺7自治会を中心とした説明会を開催し、同意を求めてられました。

しかし、県が指定する周辺7自治会のうち6自治会が「有害物の除去」を基本としない県案は受け入れられないとする結果となりました。

その後、県は、進展しない周辺自治会との協議の打開策として、中立的第三者を交えた協議の場を設け、周辺自治会との協議を進めていきたい旨の提案をされましたが、5月29日の周辺7自治会を対象とした説明会でも、住民の「有害物の除去」を求める声を聞き入れることなく、「県案ありき」の姿勢を崩さない県の態度に対し、住民からは「第三者を介した協議の場は必要ない」とする多くの意見と県の姿勢に対して多くの批判の声が出されました。

さらに、周辺7自治会のうち6自治会で組織する「RD問題周辺自治会連絡会」は、RD最終処分場問題の恒久対策として、「有害物の除去」を求める要望書を5月27日に嘉田知事あてに提出されました。

この処分場の問題は、10年にもわたる問題であり、これまでの調査で処分場内外の地下水からは環境基準を大きく超えるダイオキシンや鉛、総水銀、ヒ素をはじめとする多くの有害物が検出されており、地下水を飲料水として使用する栗東市の住民の不安は深刻さを増しています。

こうした状況や住民の思いを深く受け止め、この問題の一日も早い解決のために、誠意をもって住民に対応すべきであり、下記の事項を強く求めます。

以下、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 県は、RD処分場問題の対策をめぐり、住民と対峙する状況となった県の対応を改め、住民の願いである「有害物の除去」を基本とした対策を、住民合意のもと早急に策定されることを強く求めます。

2009年6月 日

栗東市議会議長
太田利貞

滋賀県知事 嘉田由紀子 様